

ちゅうおう

第195号 2021年



【第12回全共鹿児島大会肥育素牛引渡し】

第6区 総合評価群（弁慶3）
第7区 脂肪の質評価群（勝乃幸）
第8区 去勢肥育牛（百合幸）

長崎県県央振興局農林部 （中央家畜保健衛生所）

〒854-0063 長崎県諫早市貝津町3118

TEL 0957-25-1331（代）（休日、夜間も携帯電話に転送されます）

FAX 0957-25-1332

E-mail 衛生課：s34500@pref.nagasaki.lg.jp

防疫課：s34510@pref.nagasaki.lg.jp

検査課：s34520@pref.nagasaki.lg.jp

HP：<http://www.pref.nagasaki.jp/section/ko-chuokatiku/index.html>

HP



- 【目次】
- P.2… 2020年シーズンのHPAIについて
 - P.3… 家畜伝染病発生に係る手当金の減額事例について
 - P.4… 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底が必要です
動物用医薬品は適正使用をお願いします
 - P.5… 第12回全国和牛能力共進会情報
令和2年凍結精液利用状況について
種雄牛凍結精液の適正管理について
 - P.6… 令和2年度病性鑑定実施状況について
職員紹介

2020年シーズンのHPAIについて

2020年シーズンは疫学関連施設を含む22道府県、75農場、1施設で高病原性鳥インフルエンザ（H5N8）が発生し、約1千万羽の鶏とあひるが殺処分されました。

全国的な大発生の中、本県においては生産者の高い危機意識による飼養衛生管理基準の遵守徹底により、発生を防止することが出来ました。生産者をはじめ関係者皆様の御尽力に、感謝申し上げます。

◇今シーズンのHPAI発生

香川県	福岡県	兵庫県
宮崎県	奈良県	広島県
大分県	和歌山県	岡山県
滋賀県	徳島県	千葉県
岐阜県	鹿児島県	茨城県
大阪府	富山県	栃木県

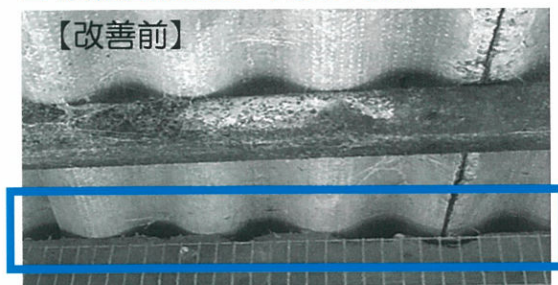
	農場数	羽数（万羽）
採卵鶏	37	832.55
肉用鶏	21	76.7
食鳥処理場	1	1.3
育雛	3	68.4
採卵用種鶏	1	2.8
肉用種鶏	1	3.3
あひる	12	1.78
合計	76	986.83

【国の疫学調査による今シーズン発生農場における主な指摘事項（抜粋）】

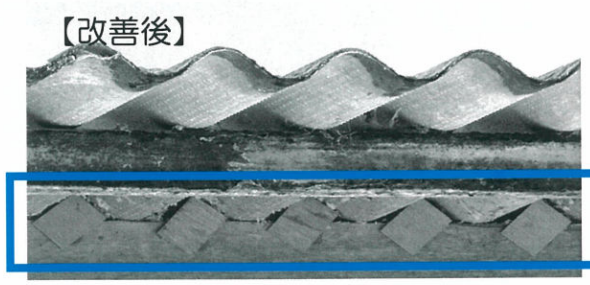
- 農場周辺にため池があり、多数の水鳥を確認
- 鶏舎毎の長靴交換なし及び手指消毒の未実施
- 鶏舎側面の金網とその外側のロールカーテンの一部に破損
- 鶏舎内にネズミの痕跡や小型野生動物が侵入可能な3cm以上の隙間を確認

【野生動物侵入防止対策改善事例】

■ 波板屋根裏のくぼみ対策



【改善前】



【改善後】

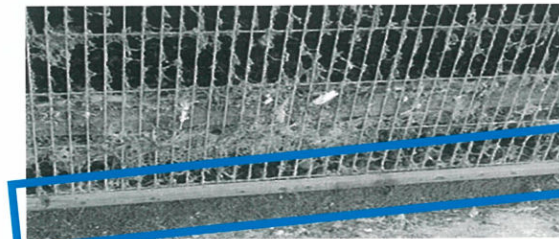
- 壁面に金網を張っていますが、屋根裏のくぼみ部分はカバーできていないため、隙間が残っています。
- ネズミや野鳥等の侵入口になります。

- 隙間部分に、隙間大の大きさに切ったベニヤ板を貼りつけ隙間をふさいでいます。

■ 扉下の隙間対策



- 金網と地面との間に隙間があり、ネズミ等の侵入口となります。



- 金網下にパイプを固定し、扉と地面の隙間を無くしています。

【今シーズン確認された問題点】

飼養鶏の異常について、通報までに時間を要した事例や、特定症状に該当する死亡羽数の増加が確認されてから、数日経過後に通報されるなど通報の遅れあり。

通報の遅れはその後の感染拡大にも繋がるため、あってはならない事象です。

自己判断することなく、異常を確認した際は直ちに当所へ連絡をお願いします。

家畜伝染病発生に係る手当金の減額事例について

家畜伝染病が発生した場合、発生農場で殺処分された家畜・家きんについては、その評価額に対して一定割合で手当金が交付されます。

しかしながら、家畜伝染病の発生又はまん延を防止するために、必要な措置を講じなかった場合は、その全部又は一部を交付しない（又は返還を求める）ことがあります。

○手当金（家畜伝染病予防法第58条）

患畜になる前の評価額の3分の1、疑似患畜になる前の評価額の5分の4

○特別手当金（同法第58条第2項）

患畜になる前の評価額の3分の2、疑似患畜になる前の評価額の5分の1

※病気によっては、交付割合が異なるものがあります。

高病原性鳥インフルエンザ事例

事例	減額割合	減額理由
1	手当金及び特別手当金0.6割減額	家きん舎に出入りする際の手指消毒・手袋交換未実施、特定症状発見時の通報遅れ
2	特別手当金2割減額	特定症状の通報遅れ
3	特別手当金4割減額	車両消毒設備未設置、防鳥ネット未設置、河川の水を無消毒で給与
4	特別手当金10割減額	特定症状の通報をせずに食鳥処理場へ出荷
5	特別手当金10割減額	特定症状の通報をせずに食鳥処理場へ出荷、河川の水を無消毒で給与、防鳥ネットの不備、鶏舎壁面破損部の放置

豚熱事例

1	特別手当金1割減額	衛生管理区域不明瞭、衛生管理区域出入時の着替え未実施、食品残さの非加熱給与
2	特別手当金10割減額	家畜の死亡や異状等について、「虚偽の報告」を行なった。
3	特別手当金2割減額	死亡頭数増加の通報遅れ
4	特別手当金3割減額	衛生管理区域不明瞭、出入車両等の消毒不徹底、特定症状発見時の通報遅れ（約1ヶ月）
5	特別手当金4割減額	いのししの飼養を行ないながら野生いのししの捕獲調査に従事、餌とする野菜くずを衛生管理区域外の籠で保管、衛生管理不徹底（ふん尿の処理・清掃の不徹底、死体を放置）

何よりも、「発生させない」・「まん延させない」ために、飼養衛生管理基準の遵守徹底に努めてください。

飼養衛生管理マニュアルの作成及び 従事者等への周知徹底が必要です

令和2年6月に新たな飼養衛生管理基準を含む家畜伝染病予防法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令が公布されました。

今回の改正に伴い、各農場において飼養衛生管理マニュアルを作成し、従事者等へ周知徹底を図ることが義務付けられました。

豚については今年4月1日に施行されており、その他の畜種については、令和4年2月1日施行となります。

豚では、マニュアルに則した飼養管理の徹底を、その他の畜種については、マニュアルの作成をお願いします。

なお、マニュアルは、後日ひな型をお示しします。

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込（郵便物による持込を含む）に関する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込み禁止
- (5) 可能な限り工具、機材等を農場へ持込まないための取組
- (6) 持込む工具、機材、食品等の取扱
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

動物用医薬品は適正使用をお願いします

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの**使用基準**を守って使用しなければいけません。

使用基準を守らずに出荷した乳、肉、卵、蜂蜜に医薬品が基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。

昨年度、管内では出荷時に動物用医薬品が残留していた事例が発生しています。動物用医薬品は休薬期間を守って適正に使用し、安全安心な畜産物の生産を心がけてください。

動物用医薬品を使用する場合は、以下のことに注意してください

- 動物用医薬品を使用する際は獣医師の発行した指示書内容に従い、①使用年月日 ②使用場所 ③対象動物 ④薬品名 ⑤用法・用量 ⑥出荷可能日を確認してから使用してください。
- 休薬期間を間違えないように使用記録を付けて保管してください。
万が一問題が発生したときに原因究明のための重要な資料となります。
- 獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書は、使用記録と一緒に保管してください。
- と畜場や食鳥処理場に出荷する際に病歴、投与歴があれば出荷時に申告してください。（牛では概ね直近3か月、牛以外は概ね直近2か月）
- 牛、馬、豚、鶏、うすら、みつばち及び食用に供するために飼養されている水産動物に対する未承認動物用医薬品（個人製造や輸入）等の使用は法律で禁止されています。

第12回全国和牛能力共進会情報

選抜牛生産者	種雄牛
有江 初雄（勝則）	弁慶3
山口 洋史	弁慶3
中山 栄	弁慶3
松谷 茂	弁慶3
成水 勝也	勝乃幸(3頭)
吉崎 忠敏	百合幸
松谷 茂	百合幸

令和3年4月27日（火）、県南家畜市場において、第二次選抜により肥育素牛60頭が選抜され、肥育牛生産者へ引き渡されました（表紙写真）。管内からは左記生産者の9頭が選抜されました。

1年後に60頭から更に25頭が選抜され、最終的に7頭が長崎県代表牛として、令和4年10月に鹿児島県で開催される第12回全共に望みます。

管内から選ばれた9頭は全頭発育抜群であり、今後の成長が楽しみです。

令和2年凍結精液利用状況について

令和2年の管内凍結精液利用本数は6,789本で、そのうち長崎県県有種雄牛が5,670本を占めました。

種雄牛別利用状況では、上位6頭が長崎県有種雄牛であり、全体の8割以上のシェアを占めています。トップは勝乃幸で、昨年トップだった百合幸に2倍以上の差を付けました。

〔種雄牛別利用状況〕

〔所有者別利用状況〕

順位	名号	所有者	授精回数	シェア (%)	変動 (昨年順位)	所有者	授精回数	シェア (%)
1	勝乃幸	長崎県（県有）	2,201	32.4	↑（3）	長崎県（県有）	5,670	83.5
2	百合幸	長崎県（県有）	857	12.6	↓（1）	長崎県（個人）	51	0.8
3	平茂晴	長崎県（県有）	809	11.9	↑（6）	鹿児島県	841	12.4
4	弁慶3	長崎県（県有）	617	9.1	→（4）	家畜改良事業団	166	2.4
5	金太郎3	長崎県（県有）	596	8.8	↓（2）	鳥取県	53	0.8
6	美津洋	長崎県（県有）	495	7.3	↓（5）	北海道	6	0.1
7	美国桜	鹿児島県	143	2.1	↑（10）	山形県	1	0.01
8	若百合	鹿児島県	132	1.9	↑（9）	三重県	1	0.01
9	福華1	鹿児島県	71	1.0	↑（11）	計	6,789	100.0
10	紀多福	鹿児島県	57	0.8	↑（24）			

種雄牛凍結精液の適正管理について

間違いを起こさないために

○精液のストロー1本1本に対応した精液証明書がなければ、精液を雌に注入することはできませんし、他者へ譲渡することもできません。ストローと証明書は常に一対で流通させなければなりません。

○証明書に誤った内容または記載されるべき内容が記載されていない場合は、その証明書は無効となる場合があります。特に裏面の「譲渡・経由」の欄は記載漏れなどが起こりやすいため注意して下さい。

○家畜人工授精を行った時は、遅滞なく家畜人工授精簿に記録し、5年間保存することが義務付けられています。特に授精に用いた精液の証明書は、授精証明書を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付することとされていますので徹底するようにお願いします。

○県有種雄牛凍結精液譲渡契約者の皆様は改めて契約書を確認いただき、契約内容についても確実に把握しておくようにお願いします。

令和2年度病性鑑定実施状況について

令和2年度は、乳用牛8件、肉用牛113件、豚82件、採卵鶏61件、肉用鶏36件、その他6件の合計306件の検査依頼がありました。主な疾病は下表のとおりでした。

乳用牛	なし
肉用牛	ヨーネ病(2)、牛大腸菌症(3)、牛クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症(2)、ヒストフィルス・ソムニ感染症(1)、牛パスツレラ(マンヘミア)症(1)、牛パスツレラ(マンヘミア)症およびヒストフィルス・ソムニ感染症(1)、パスツレラ・マルトシダと牛コロナウイルスの混合感染症(1)、牛RSウイルスと牛ライノウイルスとパスツレラ・マルトシダの混合感染症(1)、牛コロナウイルス病(1)、牛コロナウイルスと牛ライノウイルスと牛パラインフルエンザ3型ウイルスの混合感染症(1)、クリプトスポリジウムと牛コロナウイルスの関与を疑う(1)、悪性水腫および牛クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症(1)、脾臓破裂とリンパ腫(1)、化膿性壊死性胎盤炎(1)、慢性腸炎(核内コクシジウム症を疑う)(1)、骨髄性白血病を疑う(2)、歯肉の血管過誤腫(1)
豚	サルモネラ症(豚)(3)、豚流行性下痢(1)、豚大腸菌症(2)、浮腫病(4)、豚胸膜肺炎(1)、豚サーコウイルス関連疾病(1)、豚ロタウイルス病(2)、豚ロタウイルスの関与を疑う(1)、PRRSウイルスの関与を疑う(1)、豚鞭虫症(1)、大腸バランチジウムとコクシジウムの混合感染症(1)
採卵鶏	鶏伝染性気管支炎(腎炎型)(1)
肉用鶏	サルモネラ症(鶏)(1)、鶏大腸菌症(13)、壊疽性皮膚炎と鶏大腸菌症と伝染性ファブリキウス囊病(1)、鶏大腸菌症と伝染性ファブリキウス囊病(1)、鶏大腸菌症(鶏貧血ウイルスの関与を疑う)(1)、尿酸塩沈着症と鶏大腸菌症(1)、鶏アスペルギルス症(2)、鶏伝染性気管支炎(腎炎型)(2)

職員紹介

所長



県央振興局
農林部副部長
岩永 俊一

衛生課

<指導班>



衛生課長
山本 賢一



係長
早稲田 万大



主任技師
盛脇 義弘



非常勤
久松 美晴

防疫課

<肉牛酪農班>

<養豚養鶏班>



防疫課長
谷山 敦



専門幹
島田 善成



係長(副参事)
大曲 祥之



主任技師
清浦 邦彦



獣医師
後田 徹志



専門幹
松田 廣志



主任技師
川崎 洋平



主任技師
久保 翔太郎

検査課

<病性鑑定班>

長崎県畜産協会



検査課長
石丸 憲二



係長
酒井 芳子



係長
横山 竜太



主任技師
浦川 了



主任技師
寺山 好美



主任技師
秦 祐介



獣医師
(非常勤)
上田 竜生



中央支部
田浦 はづき

お世話になりました

- ・清浦 邦彦 →退職→再任用(中央家畜保健衛生所家畜保健衛生所 防疫課 肉牛酪農班)
- ・岩永 政弘 →退職